給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再口）第１００３４号

東京都江戸川区船堀１―１―26―318
再生債務者　大泉　武松
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再口）第１号

函館市桔梗町386番地２
再生債務者　山村　弘子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月28日　函館地方裁判所

平成２２年（再口）第１号

香川県仲多度郡琴平町上櫛梨277番地１
再生債務者　山崎　敏一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月27日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（再口）第４号

埼玉県所沢市大字下安松702番地の15
再生債務者　菅原　靖
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月27日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再口）第７号

兵庫県西宮市枝川町３番121―404号
再生債務者　兒島　安夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月27日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２２年（再口）第１号

大分県佐伯市宇目大字重岡2986番地
再生債務者　佐藤　康代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月28日　大分地方裁判所佐伯支部

会社その他の公告

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百万円減少し百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年十月六日
長崎市家野町六番一八号
有限会社丸鯉興産
代表取締役　下村喜美子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十月二十二日を基準日と定め、同日十六時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年十一月九日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十二年十月六日
山形市鉄砲町二丁目一三番一八号
蔵王観光開発株式会社
代表取締役　長谷川公一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十月二十二日を基準日と定め、同日十六時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年十一月九日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十二年十月六日
山形市蔵王温泉九四〇番地１
蔵王中央ロープウエイ株式会社
代表取締役　小関　和夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十二年十月六日
札幌市豊平区西岡五条１丁目１番８号
株式会社丸日日諸産業
代表取締役　野村　佳史

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十二年十月六日
東京都中央区日本橋人形町二丁目一五番一号
株式会社アーバンテクノス
代表取締役　佐藤　武信

限定承認公告

本籍山形県酒田市漆曽根字腰廻二四二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　阿部　昭吾
右被相続人は平成二十二年七月四日死亡し、その相続人は平成二十二年九月二十七日山形家庭裁判所酒田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月六日
山形県酒田市漆曽根字腰廻二四二番地
相続財産管理人　阿部　光紀

限定承認公告

本籍兵庫県加古郡稲美町印南一〇二四番地四、最後の住所兵庫県加古郡稲美町印南一〇二四番地の四
被相続人　亡　中岡　正幸
右被相続人は平成二十一年十二月十二日死亡し、その相続人は平成二十二年九月二十九日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月六日
兵庫県宝塚市小林三―七―三六　二〇一
相続財産管理人　中岡　訓武

限定承認公告

本籍愛媛県北宇和郡鬼北町大字清延五八三番地、最後の住所愛媛県北宇和郡鬼北町大字清延五九二番地二
被相続人　亡　黒田ヒサ子
右被相続人は平成二十二年八月九日死亡し、その相続人は平成二十二年九月二十七日松山家庭裁判所宇和島支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月六日
奈良県橿原市中町二〇〇番地の四八
相続財産管理人　黒田　一成

限定承認公告

本籍福岡県福岡市中央区平尾三丁目二四番、最後の住所福岡県福岡市中央区平尾三丁目二四番三六号
被相続人　亡　村山　久子
右被相続人は平成二十二年八月十四日死亡し、その相続人は平成二十二年九月二十四日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月六日
福岡県久留米市長門石三丁目一〇番一四―六〇五号
相続財産管理人　秋吉　千晶

株式譲渡制限設定につき株券提出公告及び定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十一月十五日までに当社にご提出下さい。
また、当社は、平成二十二年十一月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十二年十月六日
島根県松江市南田町三一番地
岩橋醤醸株式会社
代表取締役　岩橋　良昌

正誤

ページ	段	行	誤	正
一一三			平成二十二年九月七日掲載の千葉家庭裁判所館山支部に係る平成二十二年（家）第一四二号失踪に関する届出の催告中（原稿誤り）	六公示催告期間満了日平成22年10月3日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　十月六日付第二一〇号九六　ページ●同日付政府調達第一八八号四八ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）